

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品及び携帯品の積卸場所」について、令和6年4月1日をもって下記のとおり変更するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

【変更前】

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
下関港第8号岸壁に設置されたフェンス上にある8号岸壁1号、2号ゲート及び同第10号岸壁から同第13号に設置されたフェンス上にある第一突堤1号、2号、3号ゲート、同第14号岸壁北端から南へ114.90メートルの間の岸壁、同第15号岸壁から同第17号岸壁までに設置されたフェンス上にある第二突堤1号、2号、3号、4号ゲート及び同第18号岸壁から同第21号岸壁に設置されたフェンス上にある細江1号、2号、3号ゲート	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町1番	岸壁けい留船と交通する者に限る。
下関港第22号岸壁（全長243メートル）	下関市細江新町1番	〃
下関港第24号岸壁から同第26号岸壁に設置されたフェンス上にある岬之町1号、2号ゲート	下関市岬之町地先	〃
西山ふ頭に設置されたフェンス上にある西山1号ゲート	下関市彦島迫町7丁目	〃

2 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
下関港第8号岸壁及び同第10号岸壁から同第22号岸壁まで（全長2,481.	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江町	

28メートル) 下関港第24号岸壁から同第26号岸壁までの間(全長579.13メートル) 西山ふ頭第3号岸壁及び第4号岸壁(全長199メートル)	下関市岬之町地先 下関市彦島迫町7丁目	
--	----------------------------	--

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
下関港第8号岸壁及び同第10号岸壁から同第13号岸壁まで(全長1,026.38メートル)、同第14号岸壁北端から南へ114.90メートルの間の岸壁、同第15号岸壁から同第17号岸壁まで(全長530メートル)及び同第18号岸壁から同第21号岸壁まで(全長660メートル)	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町1番	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
下関港第22号岸壁(全長243メートル)	下関市細江新町1番	〃
下関港第24号岸壁から同第26号岸壁までの間(全長579.13メートル)	下関市岬之町地先	〃
西山ふ頭第3号岸壁(全長240メートル)	下関市彦島迫町7丁目	〃

【変更後】

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
下関港第8号岸壁に設置されたフェンス上にある8号岸壁1号、2号ゲート及び同第10号岸壁から同第13号岸壁に設置されたフェンス上にある第一突堤1号、2号、3号ゲート、同第14号岸壁(全長145メートル)、同第15号岸壁から同第17号岸壁に設	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町	岸壁けい留船と交通する者に限る。

置されたフェンス上にある第二突堤1号、2号、3号、4号ゲート及び同第18号岸壁から同第22号岸壁に設置されたフェンス上にある細江1号、2号、3号、4号ゲート	下関市岬之町地先	〃
下関港第24号岸壁から同第25号岸壁に設置されたフェンス上にある岬之町1号ゲート		
西山ふ頭第3号岸壁に設置されたフェンス上にある西山1号、2号ゲート	下関市彦島迫町7丁目	〃

2 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場所の名称	所在地	備考
下関港第8号岸壁及び同第10号岸壁から同第22号岸壁まで（全長2,546メートル）	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町	
下関港第24号岸壁から同第25号岸壁までの間（全長438メートル）	下関市岬之町地先	
西山ふ頭第3号岸壁（全長302メートル）	下関市彦島迫町7丁目	

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
下関港第8号岸壁及び同第10号岸壁から同第22号岸壁まで（全長2,546メートル）	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
下関港第24号岸壁から同第25号岸壁までの間（全長438メートル）	下関市岬之町地先	〃
西山ふ頭第3号岸壁（全長302メートル）	下関市彦島迫町7丁目	〃

令和6年3月25日

下関税関支署長 林田 尚也